

一般社団法人 日本専門医機構
第 28 回 理 事 会 議 事 録

1. 開催日時 平成 30 年 6 月 15 日 (金) 16 時 00 分～17 時 45 分
1. 開催場所 フクラシア東京ステーション 会議室 L
1. 現在理事数 25 名
出席理事数 16 名
理 事 長 吉村 博邦
副理事長 松原 謙二 山下 英俊
理 事 稲垣 暢也 遠藤 久夫 北川 昌伸 桐野 高明 國土 典宏
小林誠一郎 寺野 彰 豊田 郁子 南学 正臣 羽鳥 裕
花井 十伍 本田 浩 森 隆夫
1. 現在監事数 3 名
出席監事数 2 名
寺本 民生 山口 徹
1. 陪席者数 6 名
大野 豊 (厚生労働省)
山本 光昭 植田 勝明 (兵庫県庁)
新井 朋博 (日本医師会)
前田 雅晴 (全国自治体病院協議会)
1. 事 務 局 事務局長代行 栄田 浩二 他
欠席理事数 9 名
理 事 市川 智彦 井戸 敏三 岩本 幸英 神野 正博 神庭 重信
木村 壯介 邊見 公雄 柳田 素子 渡辺 毅
欠席監事数 1 名
監 事 今村 聡

議事次第

I. 協議事項

1. 平成 29 年度事業報告、決算報告および監査報告について
2. 専門医認定・更新部門 協議事項
(1) 専門医更新 2 次審査について (整形外科)
3. 6/29 平成 30 年度第 1 回社員総会の議題について
4. 基本問題検討委員会について
5. その他

II. 報告事項

1. 社員の代表者変更について (脳神経外科、放射線科、皮膚科、全国医学部長病院長会議)
2. 専門医認定・更新部門 報告事項
(1) 専門医更新基準変更について (耳鼻咽喉科、病理)
(2) 共通講習申請の手引きについて
3. 役員候補者選考委員会 報告事項
4. 基本領域連携委員会 報告事項
5. 基本問題検討委員会 (プロジェクト) 報告事項
6. その他

III. その他



16時00分、定刻に至り、理事長より挨拶の後、出席理事数及び委任状の確認があり本理事会の成立を宣言し議事を開始した。

I. 協議事項

1. 平成29年度事業報告、決算報告および監査報告について

事務局より、平成29年度事業報告書案について説明がなされ、平成29年度も、定款に従い、当機構の事業及びそれに付随する委員会活動を行ったことが報告された。

また、平成29年度決算報告書案について説明がなされた。

貸借対照表については、現金預金は1億2,949万8,584円であり、プログラム審査・認定料421万2,000円、特任指導医ワークショップ参加費収入（特任指導医講習会受講料）16万円が未収金となった。流動資産合計は1億3,387万584円であった。その他固定資産は合計3,587万5,975円である。内訳としては、什器備品、商標権、ソフトウェアである。以上により、流動資産と固定資産を併せた資産合計は1億6,974万6,559円であった。

負債の部については、未払金は合計3,918万3,085円であり、未払費用、預り金、未払法人税等（均等割り70,000円）、未払消費税等12,137,000円を計上している。流動負債合計は5,292万1,067円である。また、固定負債は、日本政策投資銀行及び社員からの長期借入金合計1億3,104万6,200円を計上している。以上により、流動負債と固定負債を併せた負債合計は1億8,396万7,267円となった。

その結果、資産から負債を引いた正味財産（期末残高）は△1,422万708円となった。

当機構の主な事業収益である受取評価認定料及びその他の収益については、正味財産増減計算書及び収支計算書を元に説明がなされ、内容は下記の通りである。

研修プログラム関連事業の「プログラム審査・認定料」については、平成30年開始（予定）の専門研修プログラムとして3,063プログラムを認定し、1億4,937万4,800円の収益があった。

専門医認定・更新関連事業の「専門医移行更新審査・認定料」については、複数の領域から日本専門医機構認定専門医としての更新希望者があり、昨年度に引き続き収益があった。合計7995名であり、8,157万7,200円の収益であった。その他、「英文認定証発行料」については、希望者66名で33万円、「専門医認定証再発行料」については、8名で4万円の収益であった。専門医認定・更新関連事業としては、合計8,194万7,200円の収益であった。

総合診療関連事業の「総合診療医養成ワークショップ参加費」（特任指導医講習会受講料等）については、総合診療領域の指導医予定者を対象に同講習会を2回開催し、延べ532名の受講者から合計1,596万円の収益があった。また、「総合診療医プログラム統括責任者講習会受講料」については、同講習会を2回開催し、延べ238名の受講者から合計476万円の収益があった。総合診療関連事業としては、合計2,072万円の収益であった。

その他、事業費においては、補助金収入として厚生労働省の医療施設運営費等補助金があった。また、法人会計において、社員会費として30万円×23団体=690万円、みずほ銀行普通預金口座の受取利息として442円の収益があった。

以上により、事業活動収入計は3億650万4,442円であった。

事業費及び管理費については、各科目のうち、計上金額の大きな科目を中心に説明がなされ、常勤職員の給料手当、人材派遣費、専門医の認定証作成費、賃借料、委託費、事務機器使用料等が発

生じた。委員会関連費用（会議費及び旅費交通費）については、会議開催回数の減少及び複数の会議を同日開催したことにより、予算額に比べて決算額では大幅な減少があった。その他、平成 29 年度より消費税の課税事業者となっているため、事業費の租税公課として、消費税等が計上されている。

以上により、事業費支出計は 1 億 3,608 万 191 円、管理費支出計は 3,461 万 1,734 円であった。ここから、法人税、住民税及び事業税の 7 万円を差し引きすると、事業活動支出計は 1 億 7,076 万 1,925 円であり、事業活動収支差額としては、1 億 3,574 万 2,517 円であった。

その他の支出としては、固定資産取得支出（ソフトウェア構築費用）として 1,281 万 9,600 円、社員である公益社団法人日本医師会からの短期借入金 3,000 万円、日本政策投資銀行からの長期借入金 1,200 万円を併せた借入金返済支出として、4,200 万円の支出があった。

その結果、平成 29 年度の当期収支差額は 8,092 万 2,917 円であり、次期繰越収支差額としては 8,094 万 9,517 円となった。

山口監事より、監事を代表して会計監査報告がなされ、平成 29 年度決算に係る会計監査を行ったこと、監査の結果、事業報告およびその付属明細書は、法令及び定款に従って、当法人の状況を正しく表示していること、理事の職務の遂行に関して、不正な行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はないこと、計算書類とその付属明細書は当法人の財産および損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していることが報告された。

以上により、平成 29 年度事業報告書案、決算報告書案は承認された。

2. 専門医認定・更新部門 協議事項

(1) 専門医更新 2 次審査について（整形外科）

寺野理事より、機構の定めた更新基準に基づき学会の一次審査（今年度 3 回目）に合格した整形外科専門医（220 名）について、二次審査の結果、機構認定専門医として承認したことが報告され、承認された。

3. 6/29 平成 30 年度第 1 回社員総会の議題について

吉村理事長より、6 月 29 日に開催予定の平成 30 年度第 1 回社員総会の議事次第案が諮られ、承認された。

4. 基本問題検討委員会について

吉村理事長より、同日基本問題検討委員会が開催され、内科系 13 及び外科系 6 のサブスペシャリティ領域に対して発行する認定証の発行日について、この 4 月 1 日から連動研修が始まっているため、4 月 1 日付の発行としたいこと、また今後承認されるサブスペシャリティ領域については理事会承認日の発行としたいこと、以上の提案がなされ、承認された。

また、サブスペシャリティ領域の施設認定については、研修プログラムはないが、基幹施設、連携施設のいずれで研修を行っても専門医試験の受験資格を得られることから、一定額の認定料をいただきたいというのが委員会での結論であり、金額としては 2 万円を検討していることが提案された。

理事より、認定料等の金額設定においては、収支見通しを踏まえて設定しているのか確認がなさ

れ、松原副理事長からは、サブスペシャルティ領域の認定数や認定施設数の見通しを立てるのが容易ではないため、これまでのデータから当初は暫定 2 万円いただければ運営は成り立つと判断し、将来的な金額引き下げも見据えたうえで決定したとのことであった。

理事より、サブスペシャルティ領域での研修においては複数の施設で行うこともあり、サブスペシャルティ領域の研修施設として認定された施設から認定料を徴収するとなると、認定されていない施設と比べて金銭的負担が大きくなることから、学会をサブスペシャルティ領域として認定した際にいただく学会からの認定料を更新制にして負担いただいてはどうかとの提案が出された。

理事より、認定料の負担元について確認がなされ、松原副理事長からは、医療機関としての施設にお支払いいただきたいとの回答がなされた。

その他、サブスペシャルティ領域の機構認定の信頼性を担保する意味では、認定は客観的かつ厳格に行い、また謙抑的であることが必要になる一方で、機構の財政面においてはある程度の認定は必要であるとの意見、機構の定めた認定基準に合ったサブスペシャルティ領域は全て認定するのか、サブスペシャルティ領域として認定する全体数を定めたいと認定基準に合ったサブスペシャルティ領域を認定するのか、方向性を定めるべきであるとの意見、各サブスペシャルティ領域ごとに施設数を示せば根拠として分かりやすいのではないかなど意見も出された。

以上の通り、理事よりさまざまな意見が出たため、認定料については引き続き検討することとした。

5. その他

吉村理事長より、予てより内科学会から要望がだされているがん薬物療法専門医のサブスペシャルティ領域専門医の認定の可否について、諮られた。

基本問題検討委員会において申請書内容を確認し、連動研修を想定しており今後の研修に影響がでること、基盤となる学会の了承を得られていること等を踏まえ、協議の結果、承認したことが報告され、理事会でも承認された。

心療内科専門医については、引き続き協議することとした。

II. 報告事項

1. 社員の代表者変更について（脳神経外科、放射線科、皮膚科、全国医学部長病院長会議）

吉村理事長より、日本脳神経外科学会、日本医学放射線学会、日本皮膚科学会、全国医学部長病院長会議の社員の代表が変更になったことが報告された。

2. 専門医認定・更新部門 報告事項

(1) 専門医更新基準変更について（耳鼻咽喉科、病理）

寺野理事より、機構から更新基準の文言統一を依頼し修正いただいた、耳鼻咽喉科及び病理領域の専門医更新基準の審査を行い、委員会で承認したことが報告され、承認された。

(2) 共通講習申請の手引きについて

小林理事より、共通講習申請の手引きについて、前回の理事会で、「臨床研究・臨床試験」を必修講習である医療倫理の中に移動することが承認されたが、各基本領域や日本医師会においてシステ

ム改修や周知期間が必要との意見が多数あったことから、以前のとおり「その他の共通講習」に戻すことが報告された。

3. 役員候補者選考委員会 報告事項

吉村理事長及び事務局より、6月6日に第1回役員候補者選考委員会が開催されたことが報告され、監事候補者の推薦については設立時社員及びそれに準じる社員から推薦いただくことと決定したこと、今後の委員会開催日時が6月18日及び27日に決定したこと、各推薦団体には役員候補者の推薦依頼を発送済であり、締切は6月28日としたことが報告された。

4. 基本領域連携委員会 報告事項

羽鳥理事より、6月13日に開催された委員会において、委員から、基本領域学会との業務委託契約について早急に進めて欲しいとの要望がなされたことが報告され、総務・規約委員会委員長である山下副理事長からは早急に対応するとの回答がなされた。

また、サブスペシャルティ領域プログラム審査・認定料の金額設定について、委員から疑義が上げられたことから、当機構の厳しい財政状況を明らかにし、社員からの理解を得るためにも、社員総会において今後の収支見通しを提示して欲しいとの要望がなされた。

5. 基本問題検討委員会（プロジェクト）報告事項

吉村理事長より、今後の専攻医のシーリングに関するプロジェクトに関して、各基本領域にアンケートを行い、施設側への専攻医採用に関する人数調整実施の有無、調整を行った場合の人数、実施方法等の調査を行ったことが報告され、調整を行った領域においても数人に留まり、大きな影響はなかったとの報告がなされた。

その他、井戸理事からの意見として、特にシーリングに関しては次期執行部にしっかり引き継いで、早急に結論を出して欲しいとの再度の要望が述べられた。

6. その他

松原副理事長より、総合診療専門医に関する運営委員会において、前回理事会で承認された内容を報告したところ、今年度の専攻医採用時期を速やかに決めて欲しいとの意見が出されたことが報告された。

吉村理事長より、日本神経学会から、標榜診療科をこれまでの神経内科から脳神経内科に変更した旨のお知らせがあったことが報告された。

理事より、広報の一環として、国民の意見を聞き新たな専門医制度への理解を得るために、フォーラムの開催が提案された。

吉村理事長より、2年間の任期における理事・監事への協力に対する謝意が述べられた。

以上をもって、本日予定された議事が終了し、この議事内容を明確にするため議事録署名人として監事が指名され、17時45分に散会した。

平成30年6月15日

理事長

吉村博邦



吉村 博邦

監事

寺本民生



寺本 民生

監事

山口徹



山口 徹